

議案第56号

福岡市特別職職員等の議員報酬，報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成27年 2月24日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは，国の特別職職員との均衡等を考慮し，期末手当を支給する者の要件を改める等の必要があるによる。

福岡市特別職職員等の議員報酬，報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を
改正する条例

福岡市特別職職員等の議員報酬，報酬，費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年福岡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「12月1日」の次に「(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)」を加え，同項に後段として次のように加える。

基準日前1月以内に，任期が満了し，辞職し，失職し，除名され，死亡し，又は議会の解散により任期が終了したこれらの者（当該基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者を除く。）についても，同様とする。

別表第2中	教育委員会		月額	350,000円	を
	委 員 長		月額	300,000円	
	委 員	(教育長に任命された委員を除く。)			

教育委員会	員	月額	300,000円	に改める。
委				

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(期末手当に関する経過措置)

2 この条例の施行の日に在職する議会の議長、副議長及び議員に対する期末手当の支給については、この条例による改正後の福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第1項後段の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、その議員としての任期(当該任期の満了後も引き続き議員となる場合にあっては、引き続き議員として在職する間の任期。以下同じ。)が満了し、退職し、失職し、除名され、又は議会の解散により任期が終了したことにより議員でない期間がある者が再び議員となった場合は、この限りでない。

(教育委員会に関する経過措置)

3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の規定によりなお従前の例により在職する教育長の同項の任期中は、改正後の条例別表第2の規定は適用せず、この条例による改正前の福岡市特別職職員等の議員報酬、報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例別表第2の規定は、なおその効力を有する。